

「柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失」事案概要

2021年3月16日

東京電力ホールディングス株式会社

＜事案概要＞

- ・ 2021年1月27日、協力企業が侵入検知に関わる核物質防護設備（以下、「侵入検知設備J」を一箇所誤って損傷させる事案が発生し、その旨、原子力規制庁へ速やかに報告した。その後、報告時点で故障していた他箇所における侵入検知設備の故障および対応状況についても説明したところ、原子力規制庁から詳細な説明を求められたため、故障の状況や代替措置の実施内容、復旧見通し等について報告を行った。これまでもの対応および報告概要は以下の通り。

■2020年10月12日～16日

原子力規制検査において、原子力規制庁へ2019年度の核物質防護事案の不適合の発生状況について、侵入検知設備の故障発生数や故障原因、処理日数の傾向を説明。

■2021年1月27日

協力企業が侵入検知装置を誤って損傷させる事案発生。同日、原子力規制庁に報告。

■2021年2月12日

2021年1月27日に発生した侵入検知設備の損傷について、機能の一部が復旧した状況を原子力規制庁に報告した際、代替措置を説明。その際、他の侵入検知設備の故障状況を問われ、12箇所の故障があり、代替措置を講じていることを説明。

■2021年2月15日、18日

2月12日に説明した侵入検知設備の12箇所の故障に加え、他の侵入検知設備3箇所の故障について、故障の状況と復旧予定等を記した進捗状況に関する資料を原子力規制庁に提出。その際、当社としては代替措置が取られているとの認識だったが、原子力規制庁からは、15箇所*の内10箇所で代替措置が不十分な状態で30日以上経過しているという趣旨の指摘があった。

※2月21日の現地検査中に発生した1件（復旧済）についても報告済（計16箇所）

- ・ 2021年2月21日、24～26日、3月3～4日、原子力規制庁による現地検査が行われ、以下の点に関する指摘を受けた。
 - ▶ 当社が説明していた代替措置が、2020年3月以降、複数箇所で実効性があるとはいえず、不正な侵入を検知できない可能性がある状態が、長期間にわたり改善されていないこと
 - ▶ 社員警備員は、代替措置に実効性がないことを認識していたにもかかわらず、改善していなかったこと
 - ▶ その結果、不正な侵入を30日を超える期間で検知できない状態になっていた可能性があること
 - ▶ 以上のような状態を、組織として十分に把握できていない状況にあること
- ・ なお、原子力規制庁による現地検査において、2018年1月から2020年3月まで（当該検査期間対象外）の侵入検知設備の故障実績についても報告を求められたことから、説明を実施した。当該期間においても、侵入検知設備の機能の一部喪失が複数箇所発生し、復旧するまでに長期間を要していたとの指摘があった。

- ・ 2021年3月16日、原子力規制委員会により、「柏崎刈羽原子力発電所は、組織的な管理機能が低下しており、防護措置の有効性を長期にわたり適切に把握しておらず、核物質防護上重大な事態になり得る状況にあった」として、暫定評価として「重要度評価：赤」の通知を受けた。

＜故障設備の復旧状況等について＞

- ・ 2021年3月5日、故障設備の修理・補修により、全ての故障箇所が復旧していることを確認した旨、原子力規制庁へ報告。なお、当該箇所における不正侵入は確認されていない。
- ・ なお、侵入検知設備の故障等が新たに発生した場合において、実効性がある代替措置が実施できる体制を構築済。

以上